

富山県医療・介護連携促進基盤整備事業実施要綱

（趣旨）

第1条 県は、在宅医療・介護に関わる多職種間での情報共有を図るため、予算の範囲内で、富山県医療・介護連携促進基盤整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、富山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び富山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱細則（以下「交付要綱細則」という。）に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 本事業は、多職種の医療・介護関係者が在宅療養患者のバイタル情報や介護情報、画像などの情報をタブレット端末等でリアルタイムに活用できる新たな医療・介護情報共有システムを整備するための経費を補助することにより、病床の機能分化・連携を促進し、患者が安心して転院・退院できるよう、病院と在宅医療、介護を支える機関が連携した切れ目ない提供体制の推進を図ることを目的とする。

（補助対象事業者）

第3条 この補助金の交付対象とする事業者は、次に掲げる者とする。

- （1） 県内の郡市医師会
- （2） 県内の市町村
- （3） 県内の地方自治法第284条第2項に定める一部事務組合
- （4） 前3号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 新たな医療・介護情報共有システムを整備する地域において、交付対象とする事業者は前項各号のいずれかに該当する1者のみとする。

（補助対象要件）

第4条 この補助金の交付対象とする多職種連携に必要な新たな医療・介護情報共有システムの整備は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 整備する地域は、原則として市町村の区域を最小単位として設定すること。
- （2） 患者情報を共有する機関については、回復期機能を担う病院1以上かつ診療所2以上を確保すること。

（補助対象経費）

第5条 交付要綱細則別表第2の「5 対象経費」については、別表に定めるとおりとする。

（事業実施計画）

第6条 交付要綱第4条の規定による実施計画書の提出にあたっては、事業計画書（交付要綱様式第2号）を添えなければならない。

2 前項の事業計画書には、整備する地域の市町村及び郡市医師会等において、交付対象とする事業者の選出やこの補助事業に係る協力体制等について協議を行い、合意した内容について

て記載するものとする。

（実績報告）

第7条 交付要綱第10条の規定による実績報告書の提出の期日は、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内の日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付）

第8条 この補助金は、富山県補助金等交付規則第13条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めたときは、同規則第4条の規定により交付を決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

（システムの規格等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、次に掲げるシステムの規格等に従い、整備及び運用を行うものとする。

- （1） 保健医療分野での情報交換をする際の規格として、厚生労働省標準規格及び厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター（病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語及び歯科分野）のうち該当するものを使用すること。

なお、厚生労働省標準規格は「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ適宜更新していくものであるため、最新の状況を確認するよう留意すること。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryou/johoka/>)

また、厚生労働省委託事業における標準マスターは、一般財団法人医療情報システム開発センターのウェブサイトに掲載されている。

(http://www.medis.or.jp/4_hyojyun/medis-master/index.html)

- （2） 最新の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。また、患者の診療情報等を共有する場合、患者本人の同意を得ること。
- （3） 利用者の職種等によって参照可能範囲や期間を限定するなど、アクセス権限のあり方に十分な配慮をすること。
- （4） 新たに整備する医療・介護情報共有システムによって改善しようとする事項を明確にし、長期的運用も含めてコストパフォーマンスを考慮したシステム整備を行うよう努めること。
- （5） この補助金の額の確定通知から5年間、当該システムの運用状況（システム参加機関数や登録患者数等）について、毎年1回県に報告すること。
- （6） 県主催の会議やHP等における事業成果の発表・公表等について、県に協力すること。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第 5 条関係）

対象経費		内 容
多職種連携に必要な新たなシステム整備に要する経費	システムの開発費等	新たな医療・介護情報共有システムの開発にかかる経費（事業初年度の経費であって、報酬、旅費、需用費、委託料、通信運搬費、使用料及び賃借料に限る。）ただし、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 に規定する地域支援事業の対象となる経費を除く。
	端末の購入費	データ入力、参照、利用等のためのモバイル等端末機器購入費。ただし、事業初年度の購入費であって、補助事業の完了時点で現に使用されている機器に係るものに限る。